

第 3 号議案

下水道使用料の消費税等の納付遅滞に係る損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

令和 2 年度から令和 4 年度までの下水道使用料の消費税及び地方消費税の納付遅滞に係る損害賠償額を決定するものであります。

下水道使用料の消費税等の納付遅滞に係る損害賠償額の決定について

府中市は、下水道使用料の消費税等の納付遅滞に係る損害賠償額を次のとおり決定する。

1 損害賠償額

1, 645, 900円

2 損害賠償の相手方

国

3 損害賠償の理由

下水道使用料徴収経費の税区分の誤りにより、令和2年度から令和4年度までの消費税及び地方消費税の納付額が不足していたため、令和5年11月30日付けで当該不足税額の修正申告を行い、納付遅滞に伴う延滞税を納付する。